

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	24
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69">http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69</a>

執行機関名 南相馬市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)による児童を養育している保護者に対する子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2法によらない事務第24の項 南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)による児童を養育している保護者に対する子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項及び第34条の9に基づき、児童を養育している保護者が疾病、仕事その他の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設又はその他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において、二時的に養育又は保護することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第5条、第6条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第5条の利用に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答等の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第12条及び別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該事業を利用する児童又は当該事業を利用する児童と同一の世帯に属する扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該事業を利用する児童又はその扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第12条及び別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該事業を利用する児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第7条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱第7条の利用期間延長に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答等の <u>認定の変更に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 ロ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第12条及び別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該事業を利用する児童又は当該事業を利用する児童と同一の世帯に属する扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 ハ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該事業を利用する児童又はその扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号 チ	南相馬市子育て短期支援事業実施要綱(平成28年南相馬市告示第59号)第12条及び別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該事業を利用する児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

備考	1.(2)⑥「事務の趣旨又は目的」について…南相馬市子育て短期支援事業実施要綱第1条の趣旨においては、事務の根拠を「児童福祉法第6条の3第3項に基づき」と規定している。子ども・子育て支援法第59条における「子育て短期支援事業」は、児童福祉法第6条の3第3項と規定しているため、「事務の趣旨又は目的」は一致しているものである。	
----	--	--